

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象事業証明実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）の実施する「地域活性化・雇用促進資金」の申込みに当たり、御前崎市が行う対象事業の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業)

第2条 この要領において対象となる事業は、市内に主たる店舗、工場又は事業所を有するものが、次に掲げる貸付制度を利用し実施する事業のうち、「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し地方創生に資するものとする。

- (1) 公庫国民生活事業においては、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの
- (2) 公庫中小企業事業においては、株式会社日本政策金融公庫法第2条第3号に定める中小企業者が行う事業であって、地域活性化・雇用促進資金の利用を希望するもの。

(認定・証明の申請)

第3条 対象事業であることの証明を受けようとする事業者は、公庫、御前崎市商工会を通じて、株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」対象事業認定・証明申請書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 申請日から3か月以内に発行された登記簿謄本又は定款（写しでも可）
- (2) 会社概要及び当該貸付対象となる事業が「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し地方創生に資する理由を示したもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(照会)

第4条 市長は、証明に当たって事業者から得た情報を公庫に提供し、及び関係機関に照会することができる。

(補則)

第5条 対象事業の証明に関しこの要領に定めのない事項は、御前崎市と公庫が協議の上、別に定める。

附 則

この要領は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

株式会社日本政策金融公庫「地域活性化・雇用促進資金」
対象事業認定・証明申請書

株式会社日本政策金融公庫の「地域活性化・雇用促進資金」の申込みに当たり、下記の事業が対象事業であることの認定及び証明を受けたいので、次のとおり申請します。

記

事業名：

借入申込額：

円

借入目的：

年 月 日

申請者 所在地又は住所
氏 名

印

(法人の名称及び代表者の氏名)

(証明欄)

上記について、次のとおり証明します。

「御前崎市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に合致し、地方創生に資する事業として 認定します。

認定しません。

年 月 日

御前崎市長

印